

渋川市立金島中学校「いじめ防止基本方針」

平成25年4月作成
平成26年6月改訂
平成30年4月改訂

1 「いじめ防止」についての基本的な考え方

すべての生徒は、一人一人すばらしいものを持ったかけがえのない存在です。どの生徒もこれからの社会を担っていく大切な人材でもあります。

生徒は、人と人との関わりの中で生きています。その関わりの中で生徒は、自己の長所や可能性に気づくとともに他者の良さやすばらしさを見つけていきます。互いを認め合い、安心して生活できる場であれば、生徒は伸び伸びと学校生活を送れ、自己実現に向かって努力していくことができます。

逆に、自分と異なる雰囲気や違う特徴の人をからかったり、排除しようとする雰囲気が出てくると、いじめに発展していきます。時には、いじめと認識せず、その行為を行っている場合もあります。

いじめが発生すると、生徒は自分の居場所を失い、健やかに学校生活を送ることができなくなるだけでなく、将来に向けた希望も失うなど、深刻な影響を与えることとなります。

こうしたいじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には保護者や地域、関係機関と連携しながら組織的対応で迅速に解決していく必要があります。

そこで、早期発見・早期対応を基本とした次のような取り組みを講じていきます。

(1) いじめをしない、させない、許さない学校づくり

道徳の授業、学級の課題について話し合う学級活動、学校行事の取組、生徒会活動などの主体的な活動を支援して、生徒が自らの行動を正しく判断し、いじめを許さない態度を身に付けるよう指導する。

(2) 生徒をいじめから守り通し、生徒自身がいじめの解決に向けた行動をとれるよう促す

職員全体で学校生活全般から生徒の生活状況を把握していじめの兆候を確実につかみ、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるように生徒を守り通す取組を徹底する。

また、様々な機会を利用していじめの卑劣さやその行為を知っているながら傍観していることの影響の大きさについて考えさせ、勇気を持って行動を起こす生徒を育てていく。

(3) 教師の指導力の向上と組織的対応

いじめに迅速かつ適切に対応できるようにするために、いじめ問題に対する教師の鋭い感覚と的確な指導力を高める。また、特定の教師、または一部の教師にゆだねるのではなく、教師一人ひとりが組織の一員として学校全体で取り組む意識を確実に身に付ける。

2 「いじめ防止」に向けた組織づくり

(1) 組織の名称

いじめ防止に向けた組織を「いじめ対策委員会」とする

(2) 「いじめ対策委員会」の構成

- ① 委員長 校長
- ② 委員 生徒指導部会（教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭）、及び 学年主任、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（PTA会長、学校評議員等）

(3) 委員会の役割

- ・いじめ基本方針の内容の検討
- ・いじめ基本方針に基づく取組の実施やいじめ防止活動年間計画の作成、実行、検証、改善
- ・いじめに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定、保護者との連携といった迅速で組織的な取組

- ・生徒会活動による取組への支援
- ・いじめ対応に係る教職員の資質や能力の向上のための研修計画と実施
- ・いじめ防止の取り組みチェックリストの作成と実施
- ・学校だより、PTA本部役員会、PTA学年部会、学校評議員会、三者連携金島地区部会の活用と連携

(4) 委員会の位置づけ

- ・校務分掌に位置づけ、必要に応じて開催する。
- ・学期末には必ず開催する。
- ・毎週水曜に開催する生徒指導部会で情報交換をするとともに、委員会の開催について検討する。

3 5つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
 - ・生徒会が作成したアンケートを実施し、各学級で話し合われた問題点と解決策を持ち寄った生徒総会での「いじめ防止スローガン」の決定と実行（H24で作成したものをH25も踏襲）
 - ・生徒の状況により、学級委員会がつくる生活月目標に取り上げていく
 - ・学校行事の意義を理解させ、クラス全体で一致団結して意欲的に取り組ませる
- 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を通して命の大切さ、思いやりの心、協調性や協力する心、我慢する心を育てる。
 - ・計画に基づいた道徳の授業の確実な実施と資料の工夫
 - ・人権強調月間での取組の充実
 - ・朝礼、学年集会、講演会の活用
 - ・学級の課題や問題傾向を素早く取り上げて生徒に主体的に考えさせる学級活動の実施
- 分かる授業の実践
 - ・教材研究や事前準備に努め、生徒が積極的、主体的に取り組めたという意識が持てる授業を行う。
 - ・生徒どうして考え合い、学び合う学習活動を取り入れる。

(2) 早期発見の取組

- 「いじめはいつでも、どこでも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての教員が生徒の様子を見守り、小さな変化を見逃さない。
 - ・担任による朝学活での観察
 - ・教師による授業中の観察
 - ・提出物の状況や毎日出してくる生活ノートのチェック
 - ・部活動顧問との情報交換
 - ・毎月実施する「悩みいじめアンケート」や二者面談及び三者面談教育相談の活用
- 生徒情報の収集と活用
 - ・前年度の問題行動や被害状況の記録、部活動での人間関係などの引き継ぎ、継続的な見守りを行う。
 - ・教育相談主任やスクールカウンセラーとの情報のやり取りをていねいに行い、生徒の実態把握と早期解決に生かす。
 - ・毎週実施する生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
 - ・欠席や遅刻する生徒に対しては確実に理由や状況を把握する。欠席が2～3日(場合によっては当日)続いた場合には、家庭訪問をする。

(3) 早期解消の取組

- 初期対応の取り組み
 - ・いじめ問題を発見したときは、発見者（担任、授業者、部活動顧問等）は自分で抱え込んだり、自分で処理しようとせず、校長に報告し、組織（生徒指導部会またはいじめ対策委員会）で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ・事実確認の方法は、組織で協議し、必ず複数で行う。強圧的な問いただし方はしない。複数にまたがるときは、情報確認をしながら結論を急がず行う。

- ・生徒、保護者から相談があった場合は、校長に報告するとともに、校長は事実の有無を迅速かつ的確に確認するための指示を出し、組織対応を準備する。

○ 被害生徒への取り組み

- ・いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考える。
- ・気持ちをくみ取り、心の安定が図れるように支援する。また、安心して学校生活を送ることができるようにするために、場合によっては、別室等における学習などの措置を講じる。
- ・保護者に詳細な報告をし、解決までの道筋を説明して安心させるとともに今後の対応について家庭の協力をお願いする。また、途中の状況を必ず知らせていく。
- ・心の傷を癒やすため、養護教諭、スクールカウンセラー、外部の相談機関と連携を取り、状況によっては継続的な処置を講じる。

○ 加害生徒への対応

- ・いじめは決して許されることでないことを徹底して指導するとともに、いじめを行ってしまった心情や状況などを把握し、加害生徒に寄り添った指導を継続して行う。
- ・いじめの状況とその原因や理由、背景を加害生徒の保護者に伝え、改善に向けての道筋をいっしょに考え、協力を求める。
- ・場合によっては、養護教諭、スクールカウンセラー、外部の相談機関と連携を取る。

○ 周囲の生徒への取り組み

- ・担任による学級指導、学級における話し合い活動、道徳の時間などを利用して、繰り返し、いじめをしない・させない・許さないことの大切さを指導する。
- ・見て見ぬふりをしている生徒もいじめをしている生徒と同様であることを教え、解決に向けてみんなで努力することの大切さを指導する。
- ・いじめ問題が学級を越えて行われているときは、各学級の指導にずれがないよう指導の仕方をよく話し合って進める。また、必要に応じて学年集会を活用して学年主任や学年の生徒指導担当がじっくりと諭すように指導する。

○ 生徒会や学校全体の取り組み

- ・「いじめ防止に関する年間計画」に基づいて実施し、実施後は評価・検討・改善を行う。

(4) 保護者・地域との連携

○ 保護者との連携

- ・いじめ問題が起きたときは家庭とも連携をいつも以上に密にし、問題の状況・学校側の取組について伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集め、学校と家庭で連携して指導していくことの重要性を説明し、協力を求める。決して学校内だけで問題を解決するようなことはしない。
- ・学校からの配布物をなどで状況をよく把握し、授業参観、PTA懇談会、学校行事等へ積極的に参加してもらう。また、家庭から気軽に相談できる雰囲気をつくっておく。

○ 小学校との連携

- ・小学校とはブロック研修会での情報交換を中心として、互いに情報を共有し合う体制を築く。
- ・スクールカウンセラーが小・中兼務であることを最大限活用していく。

○ 地域との連携

- ・学校だよりを地域に回覧して、日常の学校の様子を地域に伝えておく。
- ・三者連携金島地区部会（学校部会・家庭部会・地域部会）で子どもの情報を共有し、子どもたちのためにそれぞれの立場で何ができるか・何をすべきか忌憚のない内意見交換をする。

(5) 教育委員会や関係機関との連携

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、教育委員会に報告し、指示を仰ぐとともに対応を協議する。
- ・状況によっては学校関係者を含めた緊急委員会を開催し迅速な対応を行う。常に情報は正確かつ確実に伝えていく。学校関係者には、PTA役員、学校評議員、警察関係（地元駐在員）等である。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生

- 以下の重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに調査組織を設け、公

平性・中立性の観点から事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、適切かつ真摯に対応し調査にあたる。

(2) 重大事態の発生の報告

重大事態が発生した場合は、迅速かつ正確に教育委員会へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査・対応

教育委員会を調査主体とした場合
<ol style="list-style-type: none">① いじめ事案の内容やいじめられた生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断した場合や、学校教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会が調査の主体になる。② 学校は資料の提出など、調査に協力する。
学校を調査主体とした場合
<ol style="list-style-type: none">① 学校に重大事態の調査組織を設置<ul style="list-style-type: none">・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。・迅速に対応するため、上記内容を踏まえて「いじめ対策委員会」が調査組織の母体とし、必要に応じて適切な専門家を加える。② 事実関係を明確にするための調査を実施<ul style="list-style-type: none">・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。・関係諸機関との連携を図る。③ いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供<ul style="list-style-type: none">・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、調査より明らかになった事実関係について適切な時期に適切な方法で提供する。・調査にあたって実施するアンケートは、実施に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。④ 調査結果を教育委員会に報告<ul style="list-style-type: none">・いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添える。⑤ 調査結果を踏まえた必要な処置<ul style="list-style-type: none">・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。・再発防止に向けた取組の検証を行う。

5 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ基本方針の策定と検討 ○いじめ対策委員会の設置 ○いじめ防止に係る各担当者から年間の取組を吸い上げ、年間計画を作成する ○第1回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教職員が学校いじめ基本方針を共通理解する。 ・保護者、地域の方々にいじめ防止の取組について理解してもらえるよう、保護者会、学校通信、Webページで周知する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会が「いじめ防止活動年間計画」を立てる ○春のいじめ防止月間の取組として、生徒会が全校生徒に「いじめに関するアンケート」を行い、生徒総会へつなげる。 ○第2回悩み・いじめアンケートの実施 ○家庭訪問を実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 ○SCが1年生全員を対象に面談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒集会で年間の取組を知らせる。 ・生徒会がアンケートを集計し、本校の課題を各学級へ投げかけ、生徒総会で話し合う。 ・保護者と生徒の状況について情報交換をする ・SCが3週にわたり、1年生全員と面談して実態把握を行う。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止のキャッチフレーズの具体化を話し合う ○いじめ防止フォーラムに参加 ○計画訪問でいじめ問題について取り上げ(学級活動または道徳)、全職員で研修する ○第3回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月に考えた「しぶかわ」のキャッチフレーズを具現化する活動を話し合う ・いじめ防止フォーラムの内容を全校生徒に知らせる ・授業を通して、いじめ問題の対応について全職員で研修する
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修「学習態勢と学習習慣の確立」の検討 ○第1回学校評価の実施 ○第4回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会の開催といじめ対策委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習準備、学習ルール、課題の工夫、家庭学習の習慣化等について検討する ・いじめ対策委員会を開催し、1学期の取組の評価と夏季休業中の課題について検討する
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の開催 ○校内研修で外部講師による生徒理解研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針の見直しと2学期の取組について検討する
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業明けの教育相談の実施(二者面談) ○学校行事(体育大会)を通じた人間関係づくり ○第5回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談や学級活動を通して生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立てる
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事(文化発表会、合唱コンクール等)を通じた人間関係づくり ○後期生徒会によるいじめ防止活動の話し合い ○第6回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事で成果を上げるための課題と方策を話し合い、学級内を一致団結させ真剣に取り組ませていく
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談(担任、生徒、保護者)による教育相談の実施 ○人権集中学習月間の取組 ○第7回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートで話し合いの内容を絞り込んでおく ・校長講話、いじめ防止のポスターと標語募集、人権に係る道徳授業の実施を計画的に実施していく

12月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬のいじめ防止防止月間の取組として、生徒会が作成したアンケートを実施 ○いじめ防止ポスターや標語の活用 ○第2回学校評価の実施 ○毎週木曜に生徒指導部会の開催いじめ対策委員会の開催 ○第8回悩み・いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の生徒実態をもとにアンケートを作成する。生徒会が集計をし、今後の取組に生かす ・いじめ対策委員会で学校評価の結果を基に2学期を振り返り、冬休み以降の計画を修正する
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬季休業明けの教育相談の実施(二者面談) ○第9回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 ○渋川市いじめ防止子ども会議に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて随時実施し、生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立てる ・いじめ防止子ども会議の内容を全校生徒に知らせる
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動(進級・卒業に向けて) ○第10回悩み・いじめアンケートの実施 ○毎週木曜に生徒指導部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・進級や卒業に向けての心構えについて話し合い、1年間のまとめをする
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会によるいじめ防止活動の振り返り ○第11回悩み・いじめアンケートの実施 ○いじめ対策委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会のいじめ防止活動を振り返り、次年度につなげる ・学校いじめ基本方針の見直しと次年度に向けての検討を行う

6 いじめ防止に関する生徒会活動年間計画

いじめ防止に向けた1年間の取組

渋川市立金島中学校

1 具体的な取組

(1) 生徒会タイムの実施 (通年)

不定期ですが、水曜日の給食時に生徒会本部役員による生徒会タイムを放送しています。内容は、人権集会での校長先生の話を受けて、同じシチュエーションでの寸劇を放送し、相手の受け止め方の違いを考えてもらったり、人権キャラクターのイメージソングの歌詞に注目してもらいながらダンスを視聴してもらったりしてきました。また、生徒会タイムの最後には、いじめ防止スローガンやキャッチフレーズを呼びかけ、いじめをしない、許さない雰囲気づくりにつとめています。

(2) 生徒会いじめアンケートの実施 (5月)

生徒会本部が中心となっていじめアンケートを実施しました。アンケートには、「友人がいじめられたらどうするか。」や「いじめはどこに問題があるか。」などのいくつかの質問項目があります。また、「いじめ防止スローガンを意識して行動ができましたか。」や「いじめについて家庭ではどんな話をしていますか。」という普段の様子を振り返る内容もあります。最後に、「いじめ防止のために必要なこと」について自由記述してもらいました。この結果を受けた対策については(3)で述べさせていただきます。生徒会いじめアンケートについては、1月中にも実施する予定です。

(3) 生徒総会での話し合い (6月)

5月のアンケートの結果と、「いじめ防止スローガンやキャッチフレーズの実現に向けて」の各学級での話し合いの結果を基に、生徒総会において全校生徒で協議しました。各学級から様々な意見が出されました。「月に1回、各クラスでいじめについて話し合う。」「6月と12月にあるいじめ防止強化月間にスローガンやキャッチフレーズを唱和する。」ということ全校で取り組んでいくことに決定しました。

(4) いじめ防止強化週間の設定

生徒総会で決定したスローガンとキャッチフレーズを唱えることをいじめ防止強化月間だけでなく、もう少し頻繁に行おうということで、いじめ防止強化週間を設定することにしました。その1週間は、朝の学活で学級委員を中心に各学級でスローガンとキャッチフレーズを交互に唱える取組を行い、いじめ防止に対する意識付けを行っています。

2 学校の現状の成果と課題について

<成果>

全校生徒に「いじめ防止スローガン」と「いじめ防止キャッチフレーズ」が浸透し、暗唱する生徒も出てきて、いじめ防止に対する意識が高まってきています。生徒会タイムの取組によって、人権週間だけでなく、その後も継続して人権に対する意識を持つことができています。

<課題>

生徒総会で決定したにも関わらず、学級での話し合い活動を推進できなかったため、3学期には担任の先生の協力を得て、学級委員を中心にいじめについての話し合いを行い、いじめの具体的な場面を設定して考えてもらったり、ニュースで取り上げられている事例などについて考えてもらったりして、いじめに対する考え方や対応の仕方などの実践力を身に付けていける取組にしていきたいです。

<< 資料 >>

金島中いじめ防止スローガン

「育てよう、いじめをしない強い心を」
「育てよう、いじめを許さない心を」
「行動しよう、いじめのない社会の実現のために」

いじめ防止キャッチフレーズ

し 「信じよう、勇気を持って自分から」
ぶ 「振り返ろう、自分のこと」
か 「変えよう、相手のために自分のために」
わ 「共に広げよう、笑顔の輪」